

議案第51号

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年守口市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第3条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる情報照会機関が、同表の第4欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第3条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる情報照会機関が、同表の第4欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の</p>

第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

以下 略

第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。